

前橋市特例監理技術者等の配置に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱いは、前橋市が発注する公共工事（以下「工事」という。）において、建設業法第26条第3項のただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置に係る必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この取扱いにおける用語の定義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

(1) 特例監理技術者

法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。

(2) 監理技術者補佐

法第26条第3項ただし書の政令で定める者として、法施行令第28条に該当する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この取扱いにおいて適用される工事の範囲は、設計金額が3億円未満、建築一式については5億円未満の工事を対象とする。

(特例監理技術者の配置を認める要件)

第4条 特例監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

(1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、1級施工管理技士補又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐が、受注者と直接的かつ入札の申込のあった日以前3か月以上継続した雇用関係にあること。

(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までとする。なお、兼任する工事の工事種別並びに発注機関は問わない。

(5) 特例監理技術者が兼務する工事は、本市内工事であること。

(6) 兼務する工事の発注者から兼務することについて、了解が得られていること。

(7) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

(8) 特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。

(9) 監理技術者補佐が担う業務等が明らかであること。

(提出書類)

第5条 受注者は、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、特例監理技術者兼任届出書及び現場代理人等通知書並びに経歴書を提出するものとする。

2 受注者は、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、施工計画書に業務分担及び連絡体制について記載し、提出するものとする。

(適用除外)

第6条 次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、特例監理技術者の配置を認めないものとする。

- (1) 入札公告又は設計図書（仕様書又は現場説明書）に特例監理技術者の配置を認めない記載がある工事。
- (2) 調査基準価格を下回る価格により落札し契約された工事。
- (3) 特例監理技術者の配置をする工事の請負契約を締結した年度を含む過去2年度間において、工事成績評定に65点未満の工事がある者。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

特 例 監 理 技 術 者 兼 任 届 出 書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所 在 地

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

工事現場の運営、取り締まりの他、工事の施工(安全管理、工程管理等)及び契約関係事務や、発注者との連絡に支障が生じると判断された場合、兼任の解除を指示されても異議ありません。

件 名	
履 行 場 所	
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
当初の請負代金額	
工 事 担 当 課	
監 督 員 氏 名	

上記工事の 監理技術者 は、下記工事の 監理技術者 と兼任し現場に常駐できないため届出します。

特 例 監 理 技 術 者	氏 名	
	緊急時の連絡先	
件 名	発注団体名 前橋市	
履 行 場 所		
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
当初の請負代金額		
工 事 担 当 課		
監 督 員 氏 名		

発行責任者及び担当者

・発行責任者

(電話番号)

・担 当 者

(電話番号)

業務分担、連絡体制等

業務分担

○監理技術者

(例)

- ・ 施工における主要な会議への参加
- ・ 現場の巡回及び主要な工程の立ち合い
- ・ 主要な機材の受け入れ、検査
- ・ 施工計画書、承諾図、施工図の作成
- ・ 工程管理
- ・ 品質管理その他の技術上の管理
- ・ 本工事の施工に従事する者の技術上の指導監督

○監理技術者補佐

(例)

- ・ 会議への参加
- ・ 施工計画書、承諾図、施工図の作成補佐
- ・ 工程進捗状況の監理技術者への報告
- ・ 品質管理その他の技術上の管理の補佐
- ・ 本工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の補佐

連絡体制